

平成 29 年 4 月 11 日
令和 7 年 10 月 14 日一部改正
関東信越厚生局地域包括ケア推進本部決定

関東信越厚生局地域包括ケア推進本部 業務推進基本方針

関東信越厚生局地域包括ケア推進本部は、管轄区域内市区町村の医療介護連携、地域包括ケアの取組を推進するため、都県への支援を行うこと及び都県の役に立つ業務を実施することを基本コンセプトとして、下記の点に留意の上、業務を推進する。

記

- 一 地域包括ケア推進課は、関東信越厚生局における地域包括ケア推進業務の中心となり、組織全体での情報や課題の共有、取組の推進に努め、都県との連携体制を構築しつつ、情報の収集発信や都県における地域包括ケアを推進するための取組への支援等の具体的業務を遂行する。
- 二 各本部員は、所掌業務の遂行に当たり、地域包括ケアの取組推進のため、地域包括ケア推進課との連携に努める。
- 三 各本部員は、管内都県の地域包括ケアに関する情報の収集に努めるとともに、これを地域包括ケア推進課にフィードバックし、同課における情報の集約に協力する。
- 四 都県事務所（指導監査課を含む。）に所属する本部員は、各都県において地域包括ケア推進課が事業を実施する場合には、これに協力する。

以上